

精神障害者保健福祉手帳診断書の記入方法

【1】病名

「主たる精神障害」及び「従たる精神障害」の欄には、ICD-10 に準拠した病名を記入し、ICD-10 コードを2桁で併記してください。本制度が適用される病名の範囲は、ICD-10 F00～99 及び G40 です。

状態像診断や「疑い」病名は避けてください。ICD-10 コードの記入漏れ、病名とコードが一致しない時は、修正を依頼する場合があります。

- ・主たる精神障害が「精神遅滞」の場合、「4 現在の病状、状態像等」欄において行動障害に該当する項目が必要になります。
- ・主たる精神障害が「適応障害」である場合、ICD-10 では症状の持続は遷延性抑うつ反応（F43.21）の場合を除いて通常6ヶ月を越えないと記載されておりますので、精神障害者保健福祉手帳の申請にあたっては、他の診断名への変更をご検討ください。

【2】初診年月日

前医による治療経過がある場合、前医の初診日を記入してください。なお、診断書作成時点において初診日から6ヶ月を経過していない場合は該当しませんのでご注意ください。

【3】発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容

主たる精神障害について、前医を含めた精神科等（内科・小児科・脳神経外科などを含む）受診歴、発病からの治療経過を具体的に記載してください。更新の場合は前述に加え、前回申請時から現在までの経過も記載してください。

【4】現在の病状、状態像等

診断書作成時点だけではなく、手帳は2年ごとの更新となるため、概ね過去2年間に認められたものや、概ね今後2年間に予想されるものについて、該当する状態像及び症状をもれなく選択してください。

(8)「てんかん発作等」については、概ね過去2年間における発作の状況（てんかんの発作型と頻度及び最終発作年月日）を必ず記入してください。「発作型」には下記の表を参考に発作時の具体的な症状を、「頻度」欄は1月または1年間における発作回数を記載願います。

なお、主たる精神障害が「てんかん」で、てんかん発作が2年以上認められない場合は、該当しません。

等級	発作のタイプ
1 級程度	ハ、ニの発作が月に1回以上ある場合
2 級程度	イ、ロの発作が月に1回以上ある場合 ハ、ニの発作が年に2回以上ある場合
3 級程度	イ、ロの発作が月に1回未満の場合 ハ、ニの発作が年に2回未満の場合

注) 「発作のタイプ」は以下のように分類する。

- イ 意識障害はないが、随意運動が失われる発作
- ロ 意識を失い、行為が途絶するが、倒れない発作
- ハ 意識障害の有無を問わず、転倒する発作
- ニ 意識障害を呈し、状況にそぐわない行為を示す発作

(9)「精神作用物質の乱用及び依存等」については、「現在の精神作用物質の使用の有無」及び不使用の場合はその期間を記入してください。

【5】 4の病状、状態像等の具体的程度、症状、検査所見等

手帳は2年ごとの更新となるため、概ね過去2年間に認められたもの、概ね今後2年間に予想されるものも含めて、主たる精神障害の症状や病状について具体的に記載してください。

また、当該状態像を裏付けるのに必要な検査があれば、検査名・検査結果・検査時期についても記入してください。

【6】 生活能力の状態

(1)「現在の生活環境」欄は、該当する項目を○で囲んでください。また、施設等に入所している場合には、施設名称を記入してください。

なお、「入院」に該当する方（精神科病院に入院中）で自立支援医療（精神通院）を同時申請する場合は、「3 発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容」欄に退院予定時期（例：「○月○日頃退院予定」）を必ず記入してください。

(2)「日常生活能力の判定」欄は、保護的な環境（例：病院に入院しているような状態）でなく、アパート等で単身生活を送った場合、または入所や在宅で家族と同居であっても支援者や家族がいない場合での状態を想定し、そのような場合での生活能力について、年齢相応の能力で判断し選択してください。なお、未就学児及び小学生の場合はこの点を考慮していただき、「できない」項目がある場合は、一般的な同年齢と比較して、どのようなことができないか「7 6の具体的程度、状態」欄に具体的に記載してください。

また、現時点だけでなく、概ね過去2年間に認められ、概ね今後2年間に予想される状態も含めて選択してください。

なお、日常生活がほぼ自立状態にあることが読み取れる場合は、手帳は該当しません。

(3)「日常生活能力の程度」欄は、下記の表を参考に「(2)日常生活能力の判定」欄と齟齬がないように留意してください。

なお、身体障害に起因する能力障害（活動制限）を評価するものではないので、精神疾患に基づく日常生活の能力のみ考慮して選択してください。

日常生活能力の程度	障害等級
(1) 精神障害を認めるが、日常生活及び社会生活は普通にできる	非該当
(2) 精神障害を認め、日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける	おおむね3級程度
(3) 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする	おおむね2級程度
(4) 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする	おおむね1級程度
(5) 精神障害を認め、身の回りのことはほとんどできない	おおむね1級程度

【7】 6の具体的程度、状態

日常生活・社会生活の状態について、具体的に記載してください。

なお、新規申請の場合、更新申請で前回と比較して「援助があればできる」又は「できない」項目が増加している場合は、生活能力の程度や状態について詳しく記載してください。

【8】 現在の障害福祉等のサービスの利用状況

日常生活、就学、就労等の場面において、現に受けている障害福祉サービスや援助を選択してください。